

Title	国際物品売買契約における物品の適合性： 日本法の見地から、予想される変更
Sub Title	Conformity of goods : Japanese point of view : changes to expect?
Author	島田, 真琴(Shimada, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.15/16 (2010. 3) ,p.107- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講演
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20100325-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講演

国際物品売買契約における物品の適合性

——日本法の見地から、予想される変更——¹⁾

島田真琴

はじめに

1. 「物品の適合性」に相当する日本法上の制度
2. 仮想事例の提示
3. 紛争解決の準拠法
4. 英米法に基づく本事例の検討
5. 日本法に基づく本事例の検討
6. ウィーン条約が適用される場合は
7. ウィーン条約の問題点と実務の対応
8. 今後の展望

はじめに

この講演のタイトル、「国際物品売買契約における物品の適合性——日本法の見地から、予想される変更」は、本年（2009年）1月上旬、当研究会を主催する国際物品売買委員会委員長、マリクリスティヌ²⁾が私に指定したものである。このタイトルを最初に聞いた当時、実を言うと、私にはその正確な意味がわかっていなかった。日本の物品売買に関する国内法、すなわち日本の民商法には、「物品の適合性」という法律用語が存在しないからである。

1) 本稿は、2009年10月に開催された、国際弁護士協会（Union Internationale des Avocats）第53回総会の国際物品売買研究会における講演に基づいている。

2) Cimadevilla Marie-Christine、フランス弁護士、The President of the International Sale of Goods Commission

「物品の適合性」は、国際物品売買契約に関する国連条約³⁾（以下、「ウィーン条約」という）が第35条以下において定める、国際売買における売主の中心的な義務の基準である。1980年にウィーンで採択されたこの条約には、イギリスを除く欧米諸国、米国、中国その他世界の交易国の大半が加盟し、条約締約国の数はすでに70を超えている。しかし、日本は昨年（2008年）7月まで、この条約に批准していなかった。2009年8月1日、ウィーン条約はようやく日本の国内法として発効し、以後、日本企業と他の条約締約国に所在する企業との間の売買契約や条約締約国の法律を準拠法とする売買契約には、これが適用されることになったので、これまでウィーン条約に無関心であった日本の企業や私を含む日本の法律実務家も、もはやこれを無視することができなくなった。ウィーン条約は、大陸法と英米法とが融合又は混合しているため、日本の民商法とは相当に異なる内容の規範が少なくない。その中でも、「物品の適合性」は、国際物品売買に携わる日本企業及び法律実務家が必ず知っておくべき法律概念の1つといえる。私は、このテーマを私に与えたマリクリスティーンの慧眼に敬服する共に、これを研究・発表する機会を頂けたことに感謝している。

1. 「物品の適合性」に相当する日本法上の制度

ウィーン条約において、「物品の適合性」とは、売買契約の対象となっている物品の品質、形態、機能、商品性、数量などが、当該契約において予定されていたとおりのものであることを意味している。これに関し、同条約第35条は以下のとおり定めている。

「第35条（1）売主は、契約に定めた数量、品質及び種類に適合し、かつ契約に定めた方法に従って収納され又は包装された物品を引き渡さなければならない。

3) The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods

(2) 当事者が別段の合意をした場合を除くほか、物品は、次の要件を満たさない限り、契約に適合しないものとする。

(a) 同種の物品が通常使用されるであろう目的に適したものであること。

(b) 契約の締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた特定の目的に適したものであること。ただし、状況からみて、買主が売主の技能及び判断に依存せず、又は依存することが不合理であった場合はこの限りではない。

(c) 売主が買主に対して示した見本又はひな形と同じ品質を有するものであること。

(d) 同種の物品にとって通常の方法により、または、このような方法がないときには、その物品の保存及び保護に適した方法により、収納され、又は包装されていること。

(3) 買主が契約の締結時に物品の不適合を知り、又は知らないことはあり得なかった場合には、売主は、当該物品の不適合について(2)(a)から(d)までの規定に係る責任を負わない。」

売主が上記第35条の要件を満たす物品を供給しないとき、買主は、一定の条件の下に、損害賠償（第45条）や代金の減額を求めること（第50条）、物品の修理を求めること（第46条3項）、又は場合によっては、代替品の給付を求めたり（第46条2項）、契約を解除して代金の返還を求めたり（第49条）することができる。この条約第35条に対応する規定は、日本の民法法には存在しない。

日本法上、商品の品質や性能が通常と異なっていたり目的に従った機能を発揮しなかったりなど、物品に何らかの欠陥がある場合における売主の責任は、売買の対象となっている物品が特定物であるか種類物（又は不特定物）であるかによって異なっている。「特定物」とは、売主と買主との間で他の商品との代替性がないことを前提として売買の対象として合意した特定の目的物のことである。商人間の売買であっても、稀少品や中古品の場合はこれに当ることが多い。「種類物（又は不特定物）」とは、それ以外の全ての商品を指している。

日本国内の物品売買に適用される日本の民法は、特定物売買における目的物の品質に問題があったり欠陥があったりしたとしても、原則として、買主は売主に対して契約不履行の責任を追及することができない。ただし、目的物に「隠れた瑕疵」がある場合は、瑕疵の存在を知った後1年以内に限り、一定の要件の下で、損害賠償請求、契約解除といった救済措置が認められている（民法570条、566条）。これを「瑕疵担保責任」という。他方、売買目的物が種類物の場合、売主は買主に対し、特別な合意がある場合を除き、そのような種類の物品として「中等の品質」を有するものを給付する義務を負っている（民法401条）。「中等の品質」の物は、それと同等の種類の物が当然に備えているはずの機能や効能を有していることを前提としている。よって、売主が買主に給付しようとしている物品に欠陥がある場合は、「中等の品質」を有するものを給付する義務を履行していないこととなり、売主の「債務不履行」、すなわち、契約違反の問題として処理される。売主に「債務不履行」がある場合、買主は、完全な履行があるまで代金支払を拒絶することができるし（民法533条）、その選択により代替物の給付や修繕による完全履行を求めることもでき、売主が相当な期間内に履行しない場合は契約を解除することもできる（民法541条）。もちろん、いずれの場合も損害賠償を請求することができる（民法415条、545条）。このように、日本の民法及び判例は、中古品を中心とする特定物売買における売主の責任と、新製品の売買、すなわち種類売買における売主の責任とを歴然と区別している。

以上の点だけをとっても、売買契約の目的物が中古品か新品かを区別せずに、物品の欠陥の問題を「物品の適合性」という1つの基準で解決するウィーン条約が、日本の民法とは相当に異なる内容であることがわかる。

2. 仮想事例の提示

契約目的物の品質、形態等に問題がある場合の売主の責任を規律する日本の国内法（民法）とウィーン条約とがどの程度に違っているかを明らかにするに

は、特定の事例を設定して、それぞれの法規を適用した結果を比較してみる方法が最もわかりやすい。この目的のため、ここに以下のような仮想の事例を示す。

[事例]

米国カリフォルニア州の会社（X）が、日本の車両販売会社（Y）から日本製の高級乗用車を購入する契約を締結したとする。XY間では、Eメールの交換により、売買対象となる車両の車種、引渡はサンフランシスコの港渡しとすること、代金を25万ドルとし、その支払方法は信用状によることが合意されたが、Yは契約対象車両の品質、性能等に関する表明や保証その他の約束を一切していなかった。

Xは車両の引渡を受けた後の点検の際、購入した車両のフロントガラスと車体間のプラスチック枠の部分に、かなり大きなひび割れが存在することを発見した。Xは、Yに直ちにこのことを通知し、2週間以内に別の車両を搬送するようにと求めたが、Yは、「修理代を負担するから、Xの方で修理に出せ」などと返答してこれに応じない。そこで、2週間経過後、XはYに対し、売買契約を解除する旨の通知をし、代金の返還を求めた。なお、Xの見積もりでは、車両のひび割れを米国で修理した場合、修理費用として500米ドルが必要である。

以上の事情の下で、XがYに対する代金返還請求訴訟を日本の裁判所に提起した場合、Xの請求は認められるか。

上記の事例（以下、「本事例」という）は、日本の下級審裁判所が判決を下した1つの事件⁴⁾に基づいている。当該事件は国内の自動車売買に関するものだが、ここでは便宜上、国際物品売買に置き換えた。日米間における乗用車の輸出入取引はかなり減っているが、今でも稀ではない。よって、仮想とは言え、

4) 大阪地裁平成元年9月28日判決、判例時報1360号139頁

本事例はいつでも起こり得る一般的な事件の1例である。

3. 紛争解決の準拠法

さて、この事件を引き受けた日本の弁護士が最初に検討する必要があるのは、日本の裁判所は当該紛争を解決するためにどの国の法律を適用するのだろうかという、日本の国際私法（法抵触法）に関する問題である。日本の裁判所は、紛争解決の準拠法を「法の適用に関する通則法」（以下、「通則法」という）という法規を適用して決定する。通則法は、契約などの法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為のときにその準拠法を選択したとき、すなわち、契約の場合は当事者間で契約準拠法の合意があるときは、その合意した法を適用し（通則法7条）、合意がないときは、当該法律行為に「最も密接な関係がある地の法」を適用する（同法8条1項）と定めている。したがって、本事例の場合、まず、XY間で契約準拠法を日本法とする旨の合意があるときは日本法、カリフォルニア州法とする合意があるときは同州法が適用されることになる（第7条）。XY間に契約準拠法の合意がなく、黙示的な合意を認定することもできないとき、裁判所は、日本とカリフォルニア州のうち、どちらが売買契約に「最も密接な関係がある地」であるかを判断すべきことになる（第8条1項）が、通則法8条2項は、この判断に関し、「法律行為において特徴的な給付を一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法……を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する」との推定規定を設けている。売買契約における特徴的な給付は、売買の目的物の引渡しであり、これを行うのは売主である。よって、本事例の売買契約に「最も密接な関係がある地の法」は、売主Yの常居所地法、すなわちYの営業所の所在地の法である日本法と推定される。以上により、XY間に契約準拠法の合意がない場合、本事例における紛争の解決の際に適用される法律は、原則として日本法となる。

2009年7月31日までに締結された契約に関しては、以上のとおり、通則法第7条及び第8条の規定をそのまま当てはめれば、それだけで準拠法を決定する

ことができた。しかし、同年8月1日以降は、上記の検討に加え、ウィーン条約の適用の有無を検討することが必要となる。これに関し、同条約第1条1項は以下のとおり規定している。

「第1条(1)この条約は、営業所が異なる国にある当事者間の物品売買契約につき、次の場合に適用される。

- (a) それらの国がいずれも締約国である場合、又は
- (b) 国際私法の規則により、締約国法が適用される場合。」

2009年8月1日以降、アメリカ、日本双方が条約の締約国となっている。よって、本事例は、アメリカに営業所を有するXと日本に営業所を有するYとの間の物品売買契約、すなわち、異なった締約国に営業所を有する当事者間の契約に関するものなので、上記第1条1項(a)号により、ウィーン条約が適用されることになる。XY間で契約準拠法を日本法、あるいはカリフォルニア州法とする旨を合意した場合であっても、多くの国の裁判例は、当事者間で準拠法の指定があったとしても、ウィーン条約の適用を排除する旨を明らかに合意していない限りは、同条約が適用されると解釈しているので、おそらく、日本の裁判所も同様の解釈をし、ウィーン条約を適用すると思われる⁵⁾。ただし、契約当事者間で、ウィーン条約に加盟していない国の法律、たとえばイギリス法を準拠法に指定した場合は、条約の適用を排除したことになると思える方が合理的である(同条約6条⁶⁾)。そのような場合は、ウィーン条約を適用しない意思が明らかだからである。他方、日本、アメリカ以外の締約国の法律を準拠法に指定した場合は、日本の国際私法の定め(通則法7条)によって締約国法が適用される場合に当たるので、第1条1項(b)号によりウィーン条約が適用されることになる⁷⁾。

5) 杉浦保友・久保田隆編「ウィーン売買条約の実務解説」22頁

6) 前掲注5

以上の検討によれば、2009年8月1日以降、本事例における紛争解決に適用される法律は、(1)XY間でウィーン条約締約国以外の国の法律、たとえば、イギリス法に準拠する旨を合意していた場合は、その法律、(2)XY間でカリフォルニア州法、日本法、又はそれ以外の締約国法に準拠する旨を合意し、かつウィーン条約の適用を排除する旨を明示的に合意していた場合は、それぞれ、カリフォルニア州法、日本法又は他の締約国法、(3)それ以外の全ての場合はウィーン条約ということになる。そこで、以下において、本事例にイギリス法、アメリカ法、日本法及びウィーン条約が適用された場合において、それぞれ、XのYに対する売買契約解除による代金返還請求が認められるかどうかを比較検討する。

4. 英米法に基づく本事例の検討

(1) イギリス法が適用された場合

本事例において、X及びYは売買の対象となる車両の品質・性能等に関する表明・保証の合意をしていないので、イギリス法上は、当該売買契約に黙示の契約条項 (Implied Term) が含まれているか否かの問題となる⁸⁾。「黙示の契約条項」とは、契約当事者間で明示的な合意をしていないにもかかわらず、取引慣行や常識に基づく裁判所の判断、制定法の定めなどにより、契約の内容の一部となる、一方当事者の他方に対する義務のことである。物品売買契約の目的物の品質に関する「黙示の契約条項」については、1979年物品売買法⁹⁾第14条2項以下の規定が次のとおり定めている。

7) 前掲注5の4頁は、この場合も第1条1項(a)号としているが、いずれにせよ、結論に変わりはない。

8) Chitty on Contracts (Thompson) Ch. 13, G.H. Trietel 「The Law of Contract 12th Ed」(Sweet & Maxwell) 223頁以下、島田真琴「国際取引のためのイギリス法」(慶應義塾大学出版会) 114頁以下

9) Sale of Goods Act 1979、「国際取引のためのイギリス法」(前掲注8) 115頁以下

「第14条(2)売主が事業の一環として物品を販売する場合、当該契約に基づいて給付する物品が満足できる品質を有していることは、黙示の契約条項である。

(2A) 本法の目的上、物品は、当該物品の説明、(関連する場合は)値段およびその他の関連する事情に鑑みて、合理的な一般人が満足できると考える基準を満たしているとき、満足できる品質を有している。

(2B) 本法の目的上、物品の品質にはその状態及び状況が含まれ、かつ、以下の事項(及びその他の様々な事項)は適宜に物品の品質の一部である。

- (a) 同種の物品が通常充足すべきあらゆる目的に適合すること
- (b) 外形及び仕上がり
- (c) 軽微な欠陥の不存在
- (d) 安全性、及び
- (e) 耐久性。」

また、同法は、上記第14条2項の黙示の契約条項に違反した場合、買主は、これによって損害の賠償を請求できるだけでなく、原則として、目的物の受領を拒絶すること、契約を解除して代金返還を求めること、又はその選択により、目的物の修繕や代替品の給付を求めることができると定めている(同法第14条6項、第48A条1項)¹⁰⁾。

具体的にどのような事実が上記第14条2項の黙示の契約条項に当たるのかについては、判例法が参考になる。イギリス判例法は、上記の物品売買法の規定に従って自動車の品質を判断するに当たっては、当該自動車が行走可能かどうか

10) 1979年物品売買法(Sale of Goods Act 1979)第15A条1項は、買主が消費者として(すなわち、自己使用のために)物品を購入しない場合は、黙示の契約条項違反の程度が買主の解除権を認めては不合理なほどに小さいときは解除できない旨を定めている。しかし、この規定は、仔細な違反を理由とする技巧的な解除権の行使(Arcos Ltd v E A Ronaasen & Son [1933] AC 470)を制限する趣旨であり、裁判所は、よほど例外的な場合でない限り、これを適用しない(Treitel「The Law of Contract 12th Ed」(前掲注8)894頁以下参照)。

かだけではなく、一定の快適さで運転できるのかどうか、運転及びハンドル操作が容易かどうか、その外観や内装が所有者のプライドを満たす状態かどうかなども考慮すべきであるとしている¹¹⁾。たとえば、ある判例によれば、代金1万6000ポンドのレンジ・ローバー（高級車）に仔細な不具合が多数見つかった場合、そのような高級車を新車として購入する合理的な一般人が満足する品質を満たしているとはいえないので、買主は、当該車両を返品し、代替車両の納入を求めることができるとされている¹²⁾。

本事例においてXY間で売買された車両も、25万ドルという価格に照らし、上記判例のレンジ・ローバーと同程度の高級車と考えられる。したがって、本件にイギリス法が適用された場合、Xが、上記の1979年物品売買法及び上記イギリス判例法を日本の裁判所に示して黙示の契約条項違反による契約解除を主張すれば、裁判所は、Xの請求を認める可能性が高いと思われる。

ただし、イギリスの判例法は、中古車の売買に関しては、その品質が十分かどうかについて、新車の場合よりもかなり低い基準を用い、合理的な一般人がその価格で当該自動車を購入したかどうかを考慮し、購入しなかったと考えられる場合のみ黙示の契約条項に違反するとしている¹³⁾。したがって、本事例において、XY間における売買の対象車両が中古車であったとし、かつ、フロント部分のひび割れが高速走行に影響しない程度だったとした場合、ひび割れの大きさ、修繕の容易さ、修繕費用などの状況によっては、Xの請求が認められない可能性がある。

11) Rogers v Parish (Scarborough) Ltd [1987] 2 W.L.R. 353 CA, Berstein v Pamsons Motors (Golders Green) Ltd [1987] R.T.R. 384

12) Rogers v Parish (Scarborough) Ltd [1987] (前掲注11) per Mustill LJ

13) Business Applications Specialists Ltd. v Natiowide Credit Corp'n Ltd [1988] R.T.R. 332 CA, Shine v Guarantee Corp'n Ltd [1988] 1 All E.R. 911 CA

(2) アメリカ法が適用された場合

本事例における紛争がカリフォルニア州法に準拠する場合は、アメリカ統一商事法典（以下、「UCC」という）の適用の問題となる¹⁴⁾。UCC第2—314条は、物品売買における売主の義務に関して次のとおり定めている。

「第2—314条、黙示的保証：商品性；取引慣例

(1) 排除又は修正されない限り（第2—316条）、物品が商品性のあるものであることの保証は、もし売主が当該種類の物品に関する商人である場合、その売買契約の中に黙示的に含まれる。… [中略]

(2) 物品が商品性のあるものであるためには、少なくとも、以下のようなものでなければならない。

(a) その契約の種類取引において、異議なく合格すること、

(b) 代替可能物の場合、その種類の範囲内の公正な平均的品質のものであること、

(c) その種類の物品が使われる通常の目的に適合するものであること、

(d) 当該の合意によって許容される偏差値内で、単位ごとに、かつ全体の関連単位の中で、安定した種類、品質、容量を維持しているものであること、

(e) 合意で要求されるように、適切に切断され、包装され、かつ、ラベル表示されているものであること、かつ

(f) もし容器又はラベルが使われている場合には、それに関してなされた約束又は事実の確認に適合するものであること。

(3) [省略]

14) Uniform Commercial Code なお、カリフォルニア州をはじめとする多くの州は、欠陥車の買主を保護するための州法（Lemon Law）を定めているので、UCCに加えて、この適用も検討する必要がある。自動車の走行能力に影響しない程度のひび割れが当該州法の適用を受けるかどうかは規定の文言上不明確であり、契約締結の経緯、キズの程度、状態、状況その他の事情によって判断が異なる。

売主が上記第2—314条の黙示的保証（Implied warranty）に違反した場合、買主は、契約の目的物の受領を拒絶すること、契約を解除して代金の返還を求め、損害賠償を請求することなどができる（UCC第2—601条、第2—711条）。

上記第2—314条の規定は、イギリスの1893年物品売買法における黙示の契約条項に関する規定を継受したものである¹⁵⁾。また、現在のイギリス1979年物品売買法は、この1893年物品売買法を土台とし、より明確化したものである。したがって、上記第2—314条の「物品の商品性」は、その解釈適用上、イギリスの1979年物品売買法が定める「物品の品質」とほぼ同じ意味であると考えられ、上記のイギリス判例法は、説得力のある先例（persuasive precedents）として利用できる。

本事例のように、購入した高級車の外観に一見して明らかなひび割れがあるときは、たとえ自動車が行走可能であったとしても、「その種類の範囲内の公正な平均的品質のものである」とはいえないし、そのような車が、「その契約の種類の取引において、異議なく合格する」とは考えられない。よって、売買の対象が新車であるときは、イギリス法を適用した場合と同様、Xは、黙示的保証違反を根拠として、契約を解除することができる。他方、XY間の売買の対象車両が中古車の場合は、UCC第2—314条2項(b)号の「公正な平均的品質」の判断基準が新車の場合よりも緩くなるので、車体のひび割れが自動車の高速走行能力に影響しないとき、Xの請求が認められない可能性がある。

5. 日本法に基づく本事例の検討

前述のとおり、日本の民法上、商品が中古車の場合は特定物売買、新車の場合は種類売買としての規制を受けることになるので、それぞれについて検討する必要がある。

15) 田島裕「UCCコメンタリーズ第1巻」（レクシスネクシス・ジャパン株式会社）62頁

(1) 特定物の場合

民法上、特定物の売買において商品に「隠れた瑕疵」がある場合、買主は売主に対し、これによって被った損害の賠償を請求することができる（民法570条、566条）。「瑕疵」があるとは、売買の目的物に、その種類のものとして通常有すべき品質・性能を基準として、物理的に劣る点があることをいい、また、「隠れた瑕疵」とは、「取引界で要求される普通の注意を用いても発見されないもの」、言い換えれば、「買主が瑕疵を知らずかつ知らないことに過失がないこと」を意味している¹⁶⁾。なお、商品にそのような瑕疵があった場合に買主に与えられる救済方法は、原則として損害賠償の請求だけであり、商品の修繕や代替物との交換、代金の減額などを求めることは許されない。また、買主が契約を解除して代金の返還を求めることができるのは、そのような商品の瑕疵によって契約の目的が達成できない場合に限られる（民法570条、566条）。

本事例において、仮に売買の目的物である車両が中古車であったとしたら、Xは約定どおりに売買代金を支払わなければならない、ひび割れのある状態で引き渡しを受けたことについて一切の救済が受けられない可能性がある。自動車のひび割れが一見して明らかな場合は、「隠れた瑕疵」といえないからである。Yは、そのようなひび割れの存在を知らずに購入したのであろうが、売買の対象となる中古車両を事前に確認もせずに購入するのは、日本の「取引界で要求される普通の注意を用い」たとはいえない。また、仮に自動車のひび割れが「隠れた瑕疵」に当たるとしても、500ドルの費用で修繕できる程度の瑕疵の場合、これによって「契約の目的が達成できない場合」とはいえないので、Xは契約を解除することができない。したがって、いずれにしても、XのYに対する代金返還請求は認められないことになる。

16) 我妻榮「民法講義V2」（岩波書店）288頁

（2）種類物の場合

これに対し、種類物の売買の目的物に欠陥があった場合は、原則として「債務不履行」の問題として処理される。民法は、種類売買（不特定物売買）の場合は「中等の品質」の物を給付する義務を負うと定めている（民法401条1項）。「中等の品質」の物は、それと同等の種類物が当然に備えているはずの機能や効能を有していることを前提としている。よって、商品に欠陥がある場合は、売買契約上の売主の義務違反となるわけである。買主は売主に対して商品の修繕や代替物との交換を求めることもできるし、これに併せて損害賠償を求めることもできる（民法414条、415条）。売主が合理的な期間内に求めに応じないときは、契約を解除して代金の返還と損害賠償を求めることもできる（民法541条、545条）。

本事例において、Xは、引渡しを受けた自動車が不完全であったとして、契約の完全な履行、すなわち代替車両の引渡しを求めたが、Yがこれに応じなかったため売買契約を解除した。以上の状況におけるXの契約解除が適法と認められるためには、Xは、YがXの請求（代替車両の引渡し請求）を不当に拒絶したこと、言い換えれば、売買契約上、XはYに対し、本事例のような状況下において代替車両の引渡しを求める権利を有していたことを立証しなければならない。日本の民法上、売主は、買主が給付した目的物が不完全であるときは代替物の給付を請求できるので、本事例は、フロント部分にひび割れの入った状態の新車の引渡しを、売買契約の完全な履行と評価できるかどうかという問題となる。前述のとおり、本事例は、国内の自動車売買に関する下級審判決に基づいている¹⁷⁾。この判決は、自動車販売会社である原告と被告会社との間の新車の売買契約に基づき、原告が被告に納車した自動車のフロントガラスと車体との間のプラスチック枠部分に深さ1ミリのひび割れその他の軽微な瑕疵があったことから、被告が自動車の引取りを拒否し代金の支払いを怠ったため、原告が契約を解除し損害賠償を求める訴訟を提起した事件に関するものである。

17) 前掲注4

この事件において、原告（売主）による瑕疵ある自動車の提供が「債務の本旨に従った弁済の提供」、すなわち、売買契約の完全な履行に該当するかどうか争われたが、この点について、大阪地方裁判所は以下のとおり述べ、原告による売買契約の履行は不完全であると判断した。

「商品売買において、瑕疵ある商品を提供した場合、それが債務の本旨に従った提供になるか否かは、商品の性質、売買の目的及び瑕疵の程度等を考慮し、信義則によって判断するものであるところ、本件のような新車の売買の場合は、買主が数多い車種の中から、車の性能の外、外観や内装の見栄え等をも重視した上、特定の車種を慎重に選択し、多額の代金を支払うことで契約するものであることから、瑕疵のない新車の提供のみが債務の本旨に従った弁済の提供に当たるといふべきである。新車の売主は、瑕疵のない新車を前提にして価格を付けており（瑕疵があれば、当初からキズものとして値下げして売り、また、提供時に瑕疵が判れば値引きするのが通常である。）、買主も瑕疵のない新車が納車されることを当然のこととして、多額の代金を支払う契約をしているのであり、瑕疵が軽微で性能等に関係がないとか、容易に修理可能であるとして、瑕疵のある車の受領を買主に強いるのは、買主の契約の目的を踏みにじるものであり、信義則に反するものである。〔中略〕本件瑕疵が軽微なもので、僅かな費用（《証拠略》により、修理費用は5000円未満と認められる。）で修理が可能であり、かつ、それを修理したとしても、修理した本件自動車は、たとえそれが他のニッサングロリア新車と性能・外観・内装等につき同種のものとなったとしても、当初瑕疵の存した新車は、他に当初から瑕疵のない同種の新車が存する限り、瑕疵のない新車が納車されることを目的とした新車売買においては、もはや当該契約の目的物とはなり得ないといふべきである。」

上記は下級審の裁判官の判断に過ぎないが、おそらく、多くの日本の法律実務家は、この結論に同意するのではないだろうか。一般に、日本の新車売買取

引における常識として、新車の買主は、キズのない状態で車両を受け取ることを期待しており、売主は新車の販売業者である以上、買主の期待を裏切るべきではないと考えられている。上記の下級審判決は、この一般人の常識に合致している。この判決に照らせば、本事例におけるYは売買契約の完全な履行をしていないことになるので、Xは代替車両の引渡しを求めることができる。そして、Yがこれに応じなかった以上、Xは適法に契約を解除し、代金の返還を求めることができる（民法541条、545条）。

以上のとおり、日本法を適用した場合は、中古車の売買と新車の売買とで、欠陥品を引き渡した売主の責任に大きな違いが生ずることになる。古くから、日本の民法学者のほとんどは、この区別には合理性がないので、特定物売買と種類売買（不特定物売買）とは法律上できる限り同等の扱いをすべきであると論じている¹⁸⁾。しかし、日本の民法は、そのような批判にかかわらず、その施行以来100年以上の間、特定物売買と種類売買を区別する規定を維持し、裁判所も、この区別のうちの基本的な部分、すなわち、特定物売買に関しては、(1)隠れていない瑕疵について、売主は原則として責任を負担しないこと、(2)救済手段として修繕請求や代替物引渡し請求等を認めないこと、(3)解除は契約の目的を達成できない場合に限定することなどの点に関し、民法の解釈を変更することなく適用してきた。多くの学者が批判するとおり、たしかに、民法が特定物売買と種類売買とを区別して扱うことには合理的な根拠があるとは思えない。しかし、上記4のとおり、英米法における「黙示の契約条項」や「黙示的保証」の判断においても、新品の売買と中古品の売買とでは異なる基準が適用されているのだから、日本の民法は、比較法的な見地から、それほど特殊な制度を採っているわけではない。また、民商法の定めは、当事者間の特約で排除することができるので、取引界にとって、ルールが安定的である限りは、実

18) 内田貴「民法Ⅱ第2版」(東京大学出版会) 122頁以下、内田貴「ジュリスト増刊・民法の争点 [売買]」(有斐閣) 222頁以下、平野裕之「民法総合5」(信山社) 325頁以下、田中恒雄「ジュリスト別冊民法判例百選Ⅱ第6版 [不特定物の売買と瑕疵担保]」(有斐閣) 106頁

務上の不都合が生ずることはない。日本国内の取引市場は、新製品の取引と中古品の取引とは異なるルールが適用されることを理解したうえで、長年に亘り、取引規則や標準契約を整備し発展してきたのである。最近、有力学者及び法務省は、日本民法の合理化・国際化を目指し、瑕疵担保責任に関する規定の廃止・変更を含む民法（債権法）の大改正に向けた動きを進めているが、長年親しんできたルールの変更は余計な混乱の種になるので、民法の大改正は取引界にとってはむしろ望ましくない事態と考えられている。

6. ウィーン条約が適用される場合は

(1) 予想される日本の裁判所の判断

ウィーン条約では、本事例は、売買の目的物が新車か中古車にかかわらず、「物品の不適合」として処理される（条約第35条1項）。中古であれ新品であれ、売買の目的物が「同種の物品が通常使用されるであろう目的に適したもの」又は「契約の締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた特定の目的に適したもの」ではないとき、不適合とされる（第35条2項(a)号、(b)号）。しかし、日本の裁判所が同条をどのように解釈するかは、今のところ不明である。アメリカの裁判所は、ウィーン条約第35条を適用する際、先例がないことから、「物品の適合性」を前述のUCC第2—314条における「黙示的保証」と実質的に同じ意味であるとし、これと同じ解釈をしているようである¹⁹⁾。日本の裁判所も、日本の種類売買における「中等の品質」（民法401条2項）の判断基準や契約目的物の「瑕疵」（民法570条）の判断基準を用いて「物品の適合性」を判断する可能性が高いと思われる。そうとすれば、本事例においてYが引き渡した車両は、「不適合」ということになる。

次に「(3)買主が契約の締結時に物品の不適合を知り、又は知らないことはあり得なかった場合には、売主は、当該物品の不適合について(2)(a)から(d)

19) Chicago Prime Packers, Inc. v Northam Food Trading Co., 408 F. 3d 894 (2005)

までの規定に係る責任を負わない」と定める条約第35条3項の適用の有無を検討しなければならない。ここでいう「買主が契約の締結時に物品の不適合を知り、又は知らないことがあり得なかった場合」が、日本の民法における「瑕疵が隠れていること」すなわち「買主が瑕疵を知らずかつ知らないことに過失がないこと」と同義であるとしたら、本事例におけるYは、不適合の責任を負わないことになるからである。しかし、以下の理由により、日本の裁判所は、おそらくそのような解釈を採らないと思われる。第1に、標準的な日本語の解釈として、「知らないことがあり得なかった場合」の方が「知らないことに過失がないこと」よりも狭い意味に解した方が自然である。社会常識に照らし、国際物品売買において売主が売買目的物を契約前に確認せずに取引をしたからといって、直ちに「不適合を知らないことがあり得なかった」とはいえない。第2に、仮にそのような解釈を採ったとすれば、国際物品売買の買主が目的物の事前確認をしなかったとき、買主は常に「物品の不適合」の責任追及権を失うこととなる。これは、国際的な取引実務及びこれまでの日本の取引実務と大きく乖離しているので、裁判所がわざわざ一般的な意味とは異なる解釈をするとは考え難い。したがって、本事例において、買主であるXが物品の不適合を「知らないことがあり得なかった場合」ではないと考えられ、Xは、不適合な車両を引き渡したYに対し、ウィーン条約第35条違反の責任を追及することができる。

問題は、本事例のような状況において、Xが代替車両の引渡しを請求したり、売買契約を解除して代金返還を求めたりすることができるかどうかである。物品の不適合を根拠とする買主の履行請求権及び契約解除権について、ウィーン条約は以下のとおり規定している。

「第46条(2) 買主は、物品が契約に適合しない場合には、代替品の引渡しを請求することができる。ただし、その不適合が重大な契約違反となり、かつ、その請求を第39条に規定する通知の際に又はその後の合理的な期間内に行う場合に限る。

第49条(1) 買主は、次のいずれかの場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。

(a) 契約又はこの条約に基づく売主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合

[以下、省略]

これらの規定によれば、Xの代金返還請求が認められるかどうかは、本事例における物品の不適合がYによる「重大な契約違反」に当たるかどうかという問題である。ウィーン条約第25条は、「重大な契約違反」を以下のとおり定義している。

「第25条 当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする。ただし、契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ、同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りではない。」

残念ながら、この規定の文言だけでは、本事例のような場合が「重大な契約違反」に当たるかどうかをそう簡単に決定できない。日本の裁判所がどのような判断をするかは、日本における従来の取引慣行、取引市場の特質や取引参加者間の常識などを総合的に勘案して、これまでの判決における日本の民法に関する判断の内容及びその傾向から推測する他ない。私は、日本の裁判所は、これまで採ってきた民法に関する解釈を参照し、特定物売買における「物品の不適合」の場合と種類売買における「物品の不適合」の場合とを区別して「重大な契約違反」を認定するのではないかと推測する。すなわち、XY間で売買した車両が中古車である場合、本事例におけるひび割れ程度の欠陥は、わずかな修理費用で容易に是正でき、「契約の目的を達成することができない場合」に

すら当たらないので、「相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合」とはいえないと解するのが合理的である。他方、本事例が新車の売買である場合は、本事例の基となった上記の下級審判決²⁰⁾が示すように、買主Yは「瑕疵のない新車が納車されることを当然のこととして、多額の代金を支払う契約をしているのであり、瑕疵が軽微で性能等に関係がないとか、容易に修理可能であるとして、瑕疵のある車の受領を買主に強いるのは、買主の契約の目的を踏みにじるものであり、信義則に反する」。よって、「重大な契約違反」と解する方が合理的と思われる。中古車と新車とを区別して取り扱ってきた従来の日本民法及びその解釈に関する判例法は、このような形に修正されて、ウィーン条約の解釈適用において引き継がれるのではないだろうか。以上の結論は、現時点における私の個人的な推論に過ぎない。日本の裁判所が「物品の適合性」及び「重大な契約違反」を実際にどのように判断するかについては、裁判例の集積を見た上で、数年後に改めてご報告したい。

（2）日本以外の締約国の判例から推測される結論

さて、多くの国々、特にヨーロッパ諸国の方々は、上記に示した日本の裁判所の判断に関する私の予想に対して、異論を唱えられることだろう。大陸法系の法制度を採っている国々の裁判所は、「重大な契約違反」について上記のような解釈をしていないからである。

ヨーロッパ諸国の裁判所の判例によれば、物品の品質、性能上の不適合の場合、買主が目的物を容易に利用したり再販したりできる以上は「重大な契約違反」にはならないとされている²¹⁾。たとえば、ドイツの裁判所は、婦人靴が売買契約の目的物として不適合だったとしても、買主が当該物品を合理的に利用できないほど不適合であることを立証しない限りは重大な契約違反に当たらな

20) 前掲注 4

21) ICC International Court of Arbitration, 7754 of 1995, CISG-online 843, Germany, OLG Stuttgart, 12 March 2001, CISG-online 841

いと述べ、買主がこのことを立証できなかった場合には、買主は、契約解除による代金の返還を求めることができない旨を判示している²²⁾。また、スイスの裁判所は、買主が契約目的物の欠陥を容易に修繕できるような場合は、重大な契約違反にはならないとの判断を示している²³⁾。そもそも、ウィーン条約の規定は、国際物品売買契約の拘束力をできる限り維持させることを基本的な姿勢とし、売買の目的物が不適合な場合であっても、買主が損害賠償や代金減額によって救済を受けられる場合は、契約解除という救済方法を制限して買主に物品を保持させようとする考え方に基づいている²⁴⁾。大陸法系諸国の裁判所は、この基本的姿勢を尊重し、「重大な契約違反」をその文言以上に厳格に解釈しているものと考えられる。

以上の裁判例によれば、本事例におけるXの請求が大陸法系諸国のいずれかの国における裁判所の判断に服することとなったとしたら、本事例における車両のように比較的安価で容易に修復できるひび割れの場合は、「重大な契約違反」には当たらないとの結論になる可能性が高い²⁵⁾。

他方、アメリカの裁判所は、「重大な契約違反」の判断について、大陸法系諸国とは少し異なる基準を用いているように思われる。たとえば、売主が買主に引き渡したエアコンのコンプレッサーが、サンプル商品と同等の性能を有しない欠陥品だったため、買主が契約を解除して遺失利益その他の損害賠償を求めた事件²⁶⁾において、裁判所は、(1)買主は契約に基づいて期待した物を実質

22) Germany, Oberlandesgericht Frankfurt am Main of 18 January 1994 [5U 15/93], UNILEX, D. 1994-2 at 183

23) Switzerland, Handelsgericht des Kantons Aargau, 5 November 2002, CISG-online 715, Handelsgericht Zurich of 26 April 1995 [HHG920670], UNILEX, D. 1995-15.1 at 280.1

24) CISG Advisory Opinion No.5, 4.1

25) 本研究会に参加した各国の法律家に対し、本事例における車両のひび割れがウィーン条約の定める「重大な契約違反」に当たるかについて意見を求めたところ、フランス及びドイツの弁護士は、「新車か中古車かにかかわらず、Xは修理代の請求で満足すべきであり、代替車の請求や契約解除は認められない」との意見をそれぞれ述べ、オランダ、ベルギー、イタリア、スペイン、スイス及びカメルーンの弁護士がこれに賛成した。

的に受領しなかったこと、(2)合理的な一般人は、不適合の物品の引渡しによって買主が期待していた物を受領するとは予見しないであろうこと、及び(3)コンプレッサーはエアコンの商品価値を決める上での重要な要素であることを理由に、当該物品の不適合が重大な契約違反であると判断している。裁判所は、この判断に当たって、当該物品を他の目的に転用することや転売することが合理的に不可能だったかどうか、欠陥部分の修繕が困難だったかどうかなどの要素は考慮していない²⁷⁾。アメリカの裁判所は、ウィーン条約に基づく救済方法の判断において、国内法、すなわちUCCが定める黙示的保証違反の救済方法との整合性を意識し、これと同じ結論に近づける解釈を採っているように思われる。このような考え方に立ってウィーン条約を適用する場合、特に新車の売買に関しては、その外観上の欠陥であっても一般的な買主の期待に著しく反することがあるので、重大な契約違反ありと判断される余地が出てきそうである²⁸⁾。

本事例のような事件が日本の裁判所に持ち込まれた場合、日本の裁判所は、ひょっとしたら、上記のドイツやスイスの裁判例を参考に、これと同じ基準に従った判断をするかもしれないし、アメリカの裁判例を参考にした判断をするかもしれない。しかし、同じ条約の解釈適用だからといって、日本の裁判所が外国の裁判所の判決と同じ基準を用いて判断しなければならないわけではない。特に、「重大な契約違反」のように解釈の余地を残した抽象的な法律用語の場合、ドイツ、スイス、アメリカその他の国の裁判所は、それぞれの国の歴史的・社会的背景、取引慣行、法制度の特質、一般人の価値観や常識などに基

26) Delchi Carrier S.p.A. v Rotorex Corporation US Court of Appeal for 2nd Circuit, 6 December 1996, CISG-online 654、アメリカにおいてウィーン条約第25条に関する裁判例は極めて少なく、私が調べた限りでは、物品の不適合が重大な契約違反に当たると判断した事件はこの1件しか見当たらなかった。

27) 判決文記載の背景事実によれば、売主は納入後に修繕を試みたが不適合を是正できなかったとの事情があったようである。しかし、この事情は「重大な契約違反」の判断の理由にはなっていない。

28) 本研究会参加者に対して行った注25の質問に対し、アメリカ人弁護士だけが、「新車の場合は状況次第では解除できるかもしれない。」と返答していた。

づいて独自の基準を適用してこれを解釈適用している²⁹⁾。日本の裁判所も、外国裁判所の先例にとらわれず、わが国の法文化、伝統、価値観、取引慣行、社会常識などに鑑みて、日本の裁判所としての独自の判断をすればよいのである。したがって、私が先に予想したように、日本の裁判所が日本の国内取引に関してこれまで行ってきた判断との整合性を考慮し、特定物売買と種類売買とで異なる判断を示すことは、十分にあり得るのである。

7. ウィーン条約の問題点と実務の対応

英米法、日本法及びウィーン条約を上記の具体例に適用して検討したことにより、それぞれの法制度の違いがある程度は明らかになったと思う。しかし、この検討を通じて各法規の実質的な内容の違い以上に鮮明になったのは、ウィーン条約を適用した場合に導かれる結論の予想はかなり困難であるという点である。日本の民法の条文は古臭く短くわかり難いものだが、その解釈や適用に関して長年に亘る判例と取引慣行があり、かつ多くの場合は取引規約や契約などによる補充がなされているので、我々法律実務家にとって、民法を適用した場合の結論の予想はそれほど難しくはない。英米法が準拠法の場合は、それぞれイギリス、アメリカの関連する判例法を探し出して提示すれば、日本の裁判所はこれに従った判断をしてくれることが期待できる。しかし、ウィーン条約が準拠法となる場合はそうは行かない。日本の裁判所が外国の判例どおりの判断をしてくれる保証はないし、外国の判例と言っても、緻密に分析すれば、その判断基準は国によって異なっているのである。国際取引を行う者は、取引に関する紛争を裁判によって解決することが必要になったとき、裁判結果の予想が困難な法律の適用をできる限り避けたいと考えるのが当然である。

2009年に入り、我々を含む多くの日本人法律家は、国際物品取引を行っている企業からウィーン条約に関する相談、問い合わせ、依頼を受けることが多く

29) 「重大な契約違反」のような法律用語の意味及びその解釈基準が、裁判地国によって異なる可能性があることについて、参加者から異論はでなかった。

なった。少なくとも私の場合、そのような相談案件のほとんどは、ウィーン条約の適用排除に関するもの、たとえば、従前の基本契約に基づく取引に関してウィーン条約の適用を受けないようにするための契約修正依頼、新しい契約に関してウィーン条約の適用があるかどうか、仮に適用される可能性があるとしたらどうすれば排除できるかに関する相談などである。今のところ、多くの企業がウィーン条約を嫌う主な理由は、条約の内容をよく知らないことにあると思われる。しかし、たとえ条約を十分に勉強して完全に理解したとしても、上記のとおり適用結果の不確定さは、直ちに解消されるものではない。正直なところ、私自身も、依頼者から「ウィーン条約を準拠法に指定すべきかどうか」との質問を受けた場合、当分の間は「やめた方がよい」と答えざるを得ない。ウィーン条約には、上記の「重大な契約違反」以外でも、裁判所による解釈を経ない限り内容が確定しない、抽象的な文言がかなり多く見受けられる。たとえば、「合理的な人間」（条約第25条）、「合理性のない不都合」（第34条）、「合理的な期間」（第43条1項）、「合理的な理由」（第44条）などである。また、ウィーン条約第7条1項は、この条約の解釈に当たっては「国際取引における信義の遵守を促進する必要性を考慮する」と定めているが、「信義」の意味内容は国によって異なっている。日本の裁判所はこれまでウィーン条約を適用していないので、これらの解釈について過去の判例を参考にすることができないのである³⁰⁾。

8. 今後の展望

以上のとおり、今のところ、ウィーン条約は実務上かなり使いにくい法律であり、取引界はこれに対して冷ややかな態度をとっている。しかし、だからといって、我々法律実務家は、この条約を軽視してよいというわけではない。私は、この先数年から10年後くらいまでの期間で捉えた場合、おそらくウィーン条約は、日本企業が関与する国際物品取引において最も使用頻度の高い法律となっているだろうと予想している。その理由は、第1に、日本企業の多くは、

国際物品売買取引に際して、きちんとした契約書を交わしていないため、相当数の国際売買取引は契約当事者間における準拠法の合意なく行われていることによる。ウィーン条約は、物品売買契約の両当事者の営業所が異なる締約国に所在するとき（条約第1条1項(a)号）及び国際私法の原則に従って締約国の法律が準拠法に指定されたとき（第1条1項(b)号）に適用される。したがって、取引相手が締約国に所在するときは当然に条約が適用されるし、そうでない場合も、裁判所が通則法の規定に従って決定した契約準拠法が日本法であれば、条約が適用される。第2に、中国企業や東南アジアの企業との取引において、日本企業が積極的にウィーン条約を準拠法に選択するケースがでてくることが予想される。これらの国の企業との取引において、仮に取引相手が自国法を準拠法に指定するよう求めてきた場合、日本企業は、無駄な交渉を避け、かつ相手国法の適用をできるだけ回避するためには、ウィーン条約を提案した方が有利と判断するだろう。中国及び東南アジア諸国は、今や日本の主要な交易相手国なので、そのような案件は、ウィーン条約の存在が取引界に浸透するにつれて増えていくことが予測できる。これまでのところ、日本の裁判所がウィーン条約を適用した裁判例はほとんど見当たらない³¹⁾。しかし、今後は以上の理由

30) ウィーン条約は、その実質的内容の不明確性だけでなく、適用範囲が不明確な点においても実務上問題である。たとえば、アメリカ、中国のように、条約第1条1項(b)号の適用を排除する旨を宣言している国の法律を準拠法に指定した場合でもウィーン条約が適用されるのかどうかは条約の解釈上明らかではない。また、条約が適用されるのは、契約の成立及び契約当事者の権利義務に関する問題に限られる（第5条）が、何が契約の成立の問題で、どこからが効力（無効取消）の問題なのかは各国の立法政策によって異なり、明瞭とはいえない。たとえば、契約の錯誤無効の問題を契約不成立の問題として処理する法制の国もある。いずれにせよ、契約の有効性という問題は、ウィーン条約だけでは解決できないため、結局それ以外の法律を準拠法に指定しておく必要がでてくるのである。さらに、条約は当事者間の合意によりその全部又は一部の適用を除外できると定めているが（第6条）、どのような場合に合意があったことになるか、特に黙示の合意が認められるかどうかの問題も、裁判所の判断に委ねられる。

31) 日本の裁判所がウィーン条約を適用して判断した唯一の事件は、東京地裁平成10年3月19日判決（判タ997号286頁）である。しかし、この判決は、本来は条約が適用されない日米間の自動車売買契約について誤って適用したものである。

により、裁判所に持ち込まれる国際物品売買取引事件のうちの相当数がウィーン条約の適用を受けるので、ウィーン条約の解釈適用に関する裁判例が急増することだろう。我々法律実務家及び研究者は、そのような事態を想定してウィーン条約を十分に研究し、その解釈、適用に関し、今後の裁判及び取引実務を正しい方向にリードしていかなければならない。我々がウィーン条約やこれに基づいて定着した国際取引上の慣行等に精通するためには、先輩締約国における多くの判例や文献を研究し参考にするだけでなく、諸外国法律家の皆様方と実務の動向について密に情報交換し、共に勉学・研究していくことが重要である。

昨年までの私は、ウィーン条約の研究を活動の中心とするこの国際物品売買委員会にあまり関心を持っていなかった。しかし、日本がウィーン条約に加盟した現在では、当会は私にとって最も重要な研究グループの1つとなっている。このような絶好のタイミングで私に参加の機会を与えてくれた主催者に改めて謝意を表したい。最後に、本日の研究会で有益な意見や疑問を適宜に提起してくれた参加者の皆様に厚く御礼申し上げます。